

平成24年度決算に基づく
千葉市健全化判断比率等審査意見書

千葉市監査委員

千葉市長 熊谷俊人様

千葉市監査委員	宮下公夫
同	宮原清貴
同	黒宮昇
同	石橋毅

平成24年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成24年度決算に基づく千葉市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

平成24年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
1	健全化判断比率の状況	2
(1)	実質赤字比率	4
(2)	連結実質赤字比率	6
(3)	実質公債費比率	8
(4)	将来負担比率	11
2	資金不足比率の状況	13
(1)	資金不足比率	14
3	まとめ	16

表記に関する注意事項

- 1 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」については、「財政健全化法」と記載した。
- 2 実質公債費比率（単年度）は、算定の基礎となる事項を記載した書類では小数点以下第5位まで表示されるが、小数点以下第3位を四捨五入して表記した。
- 3 文中の金額は、原則として万円単位で表示し、単位未満を切り捨てた。

平成24年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象

次の各会計等の平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定書類」という。）

健全化判断比率等の算定対象となる会計

財政健全化法上の区分			千葉市の会計 全18会計				
一般会計等 (8会計)	一 般 会 計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	一般会計等に属する特別会計 (7会計)						母子寡婦福祉資金貸付事業
							霊 園 事 業
							都市計画土地区画整理事業
							市 街 地 再 開 発 事 業
							公 共 用 地 取 得 事 業
							学校給食センター事業
公営事業会計 (10会計)	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計 (4会計)		国 民 健 康 保 険 事 業	※資金不足比率			
			介 護 保 険 事 業				
			後 期 高 齢 者 医 療 事 業				
			競 輪 事 業				
	公営企業会計 (6会計)	法適用企業 (3会計)	病 院 事 業				
			下 水 道 事 業				
			水 道 事 業				
		法非適用企業 (3会計)	農 業 集 落 排 水 事 業				
			中 央 卸 売 市 場 事 業				
			動 物 公 園 事 業				
一部事務組合 (千葉県市町村総合事務組合)							
広 域 連 合 (千葉県後期高齢者医療広域連合)							
外 郭 団 体 (都市整備公社)							

※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定される。

第2 審査の期間

平成25年7月9日から同年8月8日まで

第3 審査の方法

平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、法令に基づいて算定されているか、算定書類は、適正に作成されているかなどを主眼に、審査に付された書類と算定根拠資料との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第4 審査の結果

平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、法令に基づいて算定され、算定書類は、適正に作成されているものと認められた。

1 健全化判断比率の状況

平成24年度決算に基づく健全化判断比率は、表1のとおり、早期健全化基準を下回っている。

実質赤字比率は、実質赤字額がないため、前年度と同様に発生していない。

連結実質赤字比率は、2.59%で、前年度と比較すると0.16ポイント上昇している。

実質公債費比率は、19.5%で、前年度と比較すると1.0ポイント低下している。

将来負担比率は、261.1%で、前年度と比較すると7.4ポイント低下している。

なお、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の推移は、図1のとおりである。

表1 平成24年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：％、ポイント)

区 分	平成24年度	平成23年度	前年度増減	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	-	-	-	11.25	20.00
連結実質赤字比率	2.59	2.43	0.16	16.25	30.00
実 質 公 債 費 比 率	19.5	20.5	△ 1.0	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	261.1	268.5	△ 7.4	400.0	

用語説明

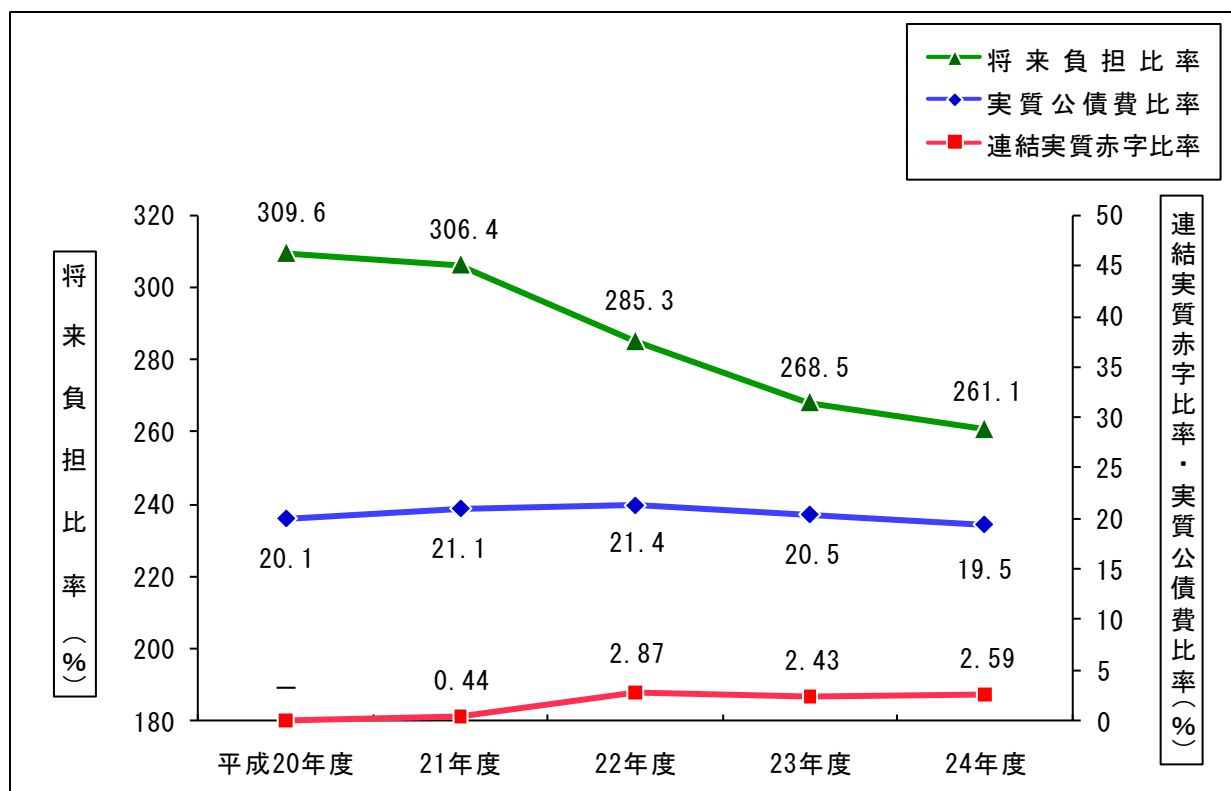
・早期健全化基準

自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準であり、比率のいずれかが基準以上である場合には、財政健全化計画を定めることとなる。

・財政再生基準

国等の関与により計画的に財政の再生を図るべき基準であり、将来負担比率を除く比率のいずれかが基準以上である場合には、財政再生計画を定めることとなる。

図1 連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の推移



(注) 平成20年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため発生していない。

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表す指標

ア 比率の状況

一般会計等の実質収支額は、10 億 2,498 万円で、黒字となったことから、実質赤字比率は発生していない。

$$\text{実質赤字比率} \quad [-] = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} [\Delta 1,024,980 \text{千円}]}{\text{標準財政規模} [202,328,382 \text{千円}]}$$

イ 比率の構成及び前年度比較

(ア) 一般会計等の実質赤字額

実質収支額が、表 2 のとおり、歳入総額 5,194 億 7,431 万円から歳出総額 5,170 億 3,358 万円を差し引いた形式収支額 24 億 4,072 万円から、翌年度に繰り越すべき財源 14 億 1,574 万円を差し引いた 10 億 2,498 万円となることから、一般会計等の実質赤字額は、マイナス 10 億 2,498 万円である。

表 2 一般会計等の実質赤字額

(単位：千円)

区 分	歳入総額 A	歳出総額 B	形式収支額 C=A-B	翌年度に繰り 越すべき財源 D =(a+b+c+d)-e						実質収支額 E=C-D	一般会計等の 実質赤字額
					継 続 費 通次繰越額 a	繰越明許費 繰 越 額 b	事 故 繰 越 額 繰 越 額 c	事 業 繰 越 額 繰 越 額 d	a~dに係る未 収入特定財源 e		
一 般 会 計	369,149,062	367,366,484	1,782,578	773,700	91,001	10,439,133	300,841	0	10,057,275	1,008,878	△ 1,024,980
母子寡婦福祉 資金貸付事業	329,267	254,258	75,009	75,009	0	0	0	75,009	0	0	
霊 園 事 業	904,093	872,784	31,309	15,207	10,207	15,000	0	0	10,000	16,102	
都市計画土地 区画整理事業	495,900	495,900	0	0	0	0	0	0	0	0	
市 街 地 再 開 発 事 業	3,363,697	2,811,865	551,832	551,832	0	690,251	0	0	138,419	0	
公 共 用 地 取 得 事 業	761,507	761,507	0	0	0	0	0	0	0	0	
学 校 給 食 センター事業	2,359,872	2,359,872	0	0	0	0	0	0	0	0	
公 債 管 理	142,110,915	142,110,915	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	519,474,313	517,033,585	2,440,728	1,415,748	101,208	11,144,384	300,841	75,009	10,205,694	1,024,980	

(イ) 標準財政規模

標準財政規模は、表3のとおり、主な経常的一般財源である市税、県からの交付金、地方譲与税、地方特例交付金等、交通安全対策特別交付金、普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加えたもので、2,023億2,838万円である。

表3 標準財政規模

(単位：千円)

区 分	金 額
市税（市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・鉱産税・事業所税）①	155,277,646
県からの交付金（利子割・配当割・株式等譲渡所得割・地方消費税・ゴルフ場利用税・自動車取得税・軽油引取税）②	16,027,042
地方譲与税（特別とん譲与税・地方揮発油譲与税・石油ガス譲与税・自動車重量譲与税）③	2,842,376
地方特例交付金等④	629,619
交通安全対策特別交付金⑤	326,389
普通交付税⑥	7,420,874
臨時財政対策債発行可能額⑦	19,804,436
標準財政規模（①+②+③+④+⑤+⑥+⑦）	202,328,382

＊用語説明＊

・標準財政規模

地方公共団体における標準的な経常的一般財源の規模を示すものであり、地方交付税の算定に用いた計数により算出する。

・臨時財政対策債発行可能額

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債の発行可能額。

(ウ) 増減要因

実質赤字比率は、前年度と同様に発生していないが、これは主に一般会計の実質収支額が黒字となったことによるものである。

実質赤字比率の分子である一般会計等の実質赤字額は、表4のとおり、マイナス10億2,498万円であることから、実質収支額は黒字となっている。黒字額は10億2,498万円で、前年度と比較すると1億1,527万円減少している。

表4 一般会計等の実質赤字額の前年度比較

(単位：千円)

区 分	平成24年度	平成23年度	増 減 額
一般会計の実質収支額①	1,008,878	1,140,255	△ 131,377
一般会計等に属する特別会計7会計の実質収支額②	16,102	0	16,102
合 計（①+②）	1,024,980	1,140,255	△ 115,275
一般会計等の実質赤字額	△ 1,024,980	△ 1,140,255	115,275

(2) 連結実質赤字比率

全18会計を対象とした連結実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表す指標

ア 比率の状況

連結実質赤字比率は、連結実質赤字額 52 億 4,201 万円を、標準財政規模 2,023 億 2,838 万円で除したもので、2.59%である。

$$\text{連結実質赤字比率} \quad [2.59\%] \quad = \quad \frac{\text{連結実質赤字額} [5,242,017 \text{千円}]}{\text{標準財政規模} [202,328,382 \text{千円}]}$$

イ 比率の構成及び前年度比較

(ア) 連結実質赤字額

連結実質赤字額は、国民健康保険事業特別会計で生じた累積赤字が多額となったことから、平成21年度以降発生している。

連結実質赤字額は、表5のとおり、一般会計等の実質収支額 10 億 2,498 万円、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計の実質収支額マイナス 112 億 639 万円及び公営企業会計の資金剰余額 49 億 3,940 万円により算定したもので 52 億 4,201 万円である。

表5 連結実質赤字額

(単位：千円)

区 分		実質収支額又は資金剰余額		
一 般 会 計 等（８会計）		①	1,024,980	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計（４会計）	国民健康保険事業	②	△ 11,626,194	
	介護保険事業	③	322,689	
	後期高齢者医療事業	④	28,732	
	競 輪 事 業	⑤	68,376	
	小 計		△ 11,206,397	
公 営 企 業 会 計 （ 6 会 計 ）	法 適 用 企 業 （３会計）	病 院 事 業	⑥	2,686,240
		下 水 道 事 業	⑦	1,128,515
		水 道 事 業	⑧	1,124,645
	法 非 適 用 企 業 （３会計）	農業集落排水事業	⑨	0
		中央卸売市場事業	⑩	0
		動物公園事業	⑪	0
	小 計			4,939,400
合 計（ ① ～ ⑪ ）			△ 5,242,017	
連 結 実 質 赤 字 額			5,242,017	

(注) ①～⑤については実質収支額、⑥～⑪については資金剰余額を記載している。

(イ) 増減要因

連結実質赤字比率は、表6のとおり、2.59%で、前年度と比較すると0.16ポイント上昇しているが、これは主に下水道事業等の公営企業会計の資金剰余額が減少したことによるものである。

連結実質赤字比率の分子である連結実質赤字額は、表7のとおり、52億4,201万円で、前年度と比較すると2億6,743万円増加している。

なお、国民健康保険事業特別会計においては、実質収支額がマイナス116億2,619万円で、単年度収支が黒字となったことにより、前年度と比較すると1億7,206万円増加している。

表6 連結実質赤字比率の前年度比較

(単位：％、ポイント)

区 分	平成24年度	平成23年度	前年度増減
連結実質赤字比率	2.59	2.43	0.16

表7 連結実質赤字額の前年度比較

(単位：千円)

区 分	実質収支額又は資金剰余額		
	平成24年度	平成23年度	増 減 額
一 般 会 計 等 ①	1,024,980	1,140,255	△ 115,275
国民健康保険事業 ②	△ 11,626,194	△ 11,798,258	172,064
介護保険事業 ③	322,689	114,619	208,070
後期高齢者医療事業 ④	28,732	118,087	△ 89,355
競 輪 事 業 ⑤	68,376	96,432	△ 28,056
病 院 事 業 ⑥	2,686,240	2,770,272	△ 84,032
下 水 道 事 業 ⑦	1,128,515	1,326,853	△ 198,338
水 道 事 業 ⑧	1,124,645	1,257,159	△ 132,514
農業集落排水事業 ⑨	0	0	0
中央卸売市場事業 ⑩	0	0	0
動物公園事業 ⑪	0	0	0
合 計 (①～⑪)	△ 5,242,017	△ 4,974,581	△ 267,436
連 結 実 質 赤 字 額	5,242,017	4,974,581	267,436

(注) ①～⑤については実質収支額、⑥～⑪については資金剰余額を記載している。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金が、標準財政規模に占める割合を表す指標

ア 比率の状況

実質公債費比率は、表 8 のとおり、平成 22 年度から平成 24 年度までの単年度の実質公債費比率 3 か年分を平均したもので、19.5%である。

表 8 実質公債費比率

(単位：%)

区 分	実質公債費比率	
	単 年 度	3 か年平均
平成22年度	21.10	19.5
平成23年度	18.24	
平成24年度	※ 19.43	

※ 平成 24 年度実質公債費比率（単年度）

平成 24 年度 実質公債費比率 (単年度) [19.43%]	① 地方債の 元利償還金 30,277,005千円 + ② 準元利償還金 43,420,706千円		③ 特定財源 11,175,467千円 + ④ 元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額 28,812,636千円		(A) 33,709,608千円
	=		=		(B) 173,515,746千円
	⑤ 標準財政規模 202,328,382千円		④ 元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額 28,812,636千円		

イ 比率の構成及び前年度比較

(ア) 実質公債費比率（単年度）の算定内訳

実質公債費比率（単年度）の算定内訳は、表 9 のとおりである。

分子は、地方債の元利償還金 302 億 7,700 万円に準元利償還金 434 億 2,070 万円を加えたものから、特定財源 111 億 7,546 万円に元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 288 億 1,263 万円を加えたものを差し引いた 337 億 960 万円である。

分母は、標準財政規模 2,023 億 2,838 万円から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 288 億 1,263 万円を差し引いた 1,735 億 1,574 万円である。

表 9 実質公債費比率(単年度)の算定内訳

(単位：千円)

区 分				金 額
分 子	地方債の元利償還金 ①			30,277,005
	準 元 利 償 還 金 ②	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額		30,061,892
		企 業 債 の 償 還 に 係 る 公 営 企 業 会 計 繰 出 金	病 院 事 業	1,325,211
			下 水 道 事 業	8,156,889
			水 道 事 業	568,263
			農 業 集 落 排 水 事 業	312,248
			中 央 卸 売 市 場 事 業	198,207
			動 物 公 園 事 業	55,053
			小 計	10,615,871
		公 債 費 に 準 ず る 債 務 負 担 行 為	P F I 事 業 に よ る も の	947,107
			五 省 協 定 に よ る も の	218,036
			そ の 他	1,575,596
			小 計	2,740,739
		一 時 借 入 金 利 子		
	小 計			43,420,706
特 定 財 源 ③			11,175,467	
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④			28,812,636	
(A) = (① + ②) - (③ + ④)			33,709,608	
分 母	標 準 財 政 規 模 ⑤			202,328,382
	(B) = ⑤ - ④			173,515,746

用語説明

・地方債の元利償還金

一般会計等における地方債の元金と利子の償還に係る経費であり、繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る経費を除いたもの。

・準元利償還金

地方債の元利償還金に準ずるとみなされる経費で、満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額(市債管理基金積立相当額及び積立不足考慮額)、企業債償還に充てたとみなされる公営企業会計繰出金、公債費に準ずる債務負担行為及び一時借入金利子。

・特定財源

都市計画事業の財源として発行した地方債の元金や利子の償還に充てた都市計画税及び公営住宅使用料等。

・元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

地方債の元利償還金やそれに準ずる準元利償還金に係る経費として、地方交付税の算定に用いられた額。

・公債費に準ずる債務負担行為(五省協定によるもの)

「宅地開発又は住宅建設に関連する利便施設の建設及び公共施設の整備に関する了解事項」(昭和42年6月1日建設事務次官・大蔵事務次官・文部事務次官・厚生事務次官・自治事務次官)などの通知に基づき、(独)都市再生機構(旧都市基盤整備公団など含む。)が整備した公共施設又は公用施設の建設に係る債務負担行為に基づく当年度負担額。

(イ) 増減要因

実質公債費比率（3か年平均）は、表10のとおり、19.5％で、前年度と比較すると1.0ポイント低下している。

単年度の比率は、表11のとおり、19.43％で、前年度と比較すると1.19ポイント上昇しているが、これは主に準元利償還金の満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額の増加によるものである。

実質公債費比率の分子の一部である準元利償還金（単年度）の額は、表12のとおり、434億2,070万円で、前年度と比較すると11億6,911万円増加している。

表10 実質公債費比率（3か年平均）の前年度比較
(単位：％、ポイント)

区 分	平成24年度	平成23年度	前年度増減
実質公債費比率	19.5	20.5	△ 1.0

表11 実質公債費比率（単年度）
(単位：％、ポイント)

区 分	実質公債費比率	前年度増減
平成20年度	20.89	0.63
平成21年度	22.22	1.33
平成22年度	21.10	△ 1.12
平成23年度	18.24	△ 2.86
平成24年度	19.43	1.19

表12 準元利償還金（単年度）の前年度比較

(単位：千円)

区 分		平成24年度	平成23年度	増 減 額
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額 ①		30,061,892	28,417,092	1,644,800
企業債の償還に係る 公営企業会計繰出金	病 院 事 業	1,325,211	1,370,344	△ 45,133
	下 水 道 事 業	8,156,889	8,432,777	△ 275,888
	そ の 他 公 営 企 業	1,133,771	1,116,927	16,844
	小 計 ②	10,615,871	10,920,048	△ 304,177
公債費に準ずる債務負担行為 ③		2,740,739	2,911,175	△ 170,436
一時借入金利子 ④		2,204	3,281	△ 1,077
準元利償還金（①+②+③+④）		43,420,706	42,251,596	1,169,110

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模に占める割合を表す指標

ア 比率の状況

将来負担比率は、将来負担額 1 兆 1,085 億 151 万円から充当可能財源等 6,554 億 1,925 万円を差し引いた額を、標準財政規模 2,023 億 2,838 万円から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 288 億 1,263 万円を差し引いた額で除したもので、261.1%である。

将来負担比率	将来負担額	－	充当可能財源等	
	1,108,501,512千円		655,419,251千円	453,082,261千円
[261.1%]	標準財政規模	－	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	
	202,328,382千円		28,812,636千円	173,515,746千円

イ 比率の構成及び前年度比較

(ア) 将来負担額

将来負担額は、表 13 のとおりである。

将来負担額は、一般会計等の地方債の現在高 8,400 億 6,600 万円、公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額 410 億 4,633 万円、企業債の償還に係る公営企業会計繰出見込額 1,677 億 6,647 万円、退職手当負担見込額 512 億 1,663 万円、設立法人の負債額等負担見込額 31 億 6,404 万円及び連結実質赤字額 52 億 4,201 万円を加えたもので、1 兆 1,085 億 151 万円である。

表 13 将来負担額

(単位：千円)

区 分	金 額
地方債の現在高 ①	840,066,002
公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額 ②	41,046,338
企業債の償還に係る公営企業会計繰出見込額 ③	167,766,473
退職手当負担見込額 ④	51,216,636
設立法人の負債額等負担見込額 ⑤	3,164,046
連結実質赤字額 ⑥	5,242,017
将来負担額 (①+②+③+④+⑤+⑥)	1,108,501,512

用語説明

・退職手当負担見込額

職員の全員が当年度末において自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額。

(イ) 充当可能財源等

充当可能財源等は、表 1 4 のとおりである。

充当可能財源等は、充当可能基金額 710 億 2,399 万円、充当可能な特定財源見込額 1,709 億 219 万円及び基準財政需要額算入見込額 4,134 億 9,306 万円を加えたもので、6,554 億 1,925 万円である。

表 1 4 充当可能財源等

(単位：千円)

区 分		平成24年度	平成23年度	増減額
充 当 可 能 基 金 額	市 債 管 理 基 金	66,550,019	53,746,600	12,803,419
	財 政 調 整 基 金	2,074,498	2,160,993	△ 86,495
	そ の 他 基 金	2,399,474	1,635,514	763,960
	小 計 ①	71,023,991	57,543,107	13,480,884
充当可能な特定財源見込額	都 市 計 画 税	161,571,757	170,847,146	△ 9,275,389
	公営住宅使用料	6,340,175	7,356,500	△ 1,016,325
	その他特定財源	2,990,261	1,819,073	1,171,188
	小 計 ②	170,902,193	180,022,719	△ 9,120,526
基準財政需要額算入見込額 ③		413,493,067	408,318,466	5,174,601
充当可能財源等 (①+②+③)		655,419,251	645,884,292	9,534,959

用語説明

・基準財政需要額算入見込額

地方債の現在高及び公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額等に対して、その償還等に要する経費として普通交付税の算定の際に基準財政需要額に算入されることが将来見込まれる額。

(ウ) 増減要因

将来負担比率は、表 1 5 のとおり、261.1%で、前年度と比較すると7.4ポイント低下しているが、これは主に充当可能財源等である市債管理基金への積立てが増加したことによるものである。

将来負担比率の分子の一部である充当可能財源等は、表 1 4 のとおり、6,554 億 1,925 万円で、前年度と比較すると 95 億 3,495 万円増加している。

表 1 5 将来負担比率の前年度比較

(単位：%、ポイント)

区 分	平成24年度	平成23年度	前年度増減
将 来 負 担 比 率	261.1	268.5	△ 7.4

2 資金不足比率の状況

平成24年度決算に基づく各公営企業会計における資金不足比率は、表16のとおり、資金の不足額がないため、前年度と同様に発生していない。

表16 平成24年度決算に基づく各公営企業会計における資金不足比率

(単位：％)

区 分	平成24年度	平成23年度	経営健全化基準
病 院 事 業	-	-	20.0
下 水 道 事 業	-	-	
水 道 事 業	-	-	
農 業 集 落 排 水 事 業	-	-	
中 央 卸 売 市 場 事 業	-	-	
動 物 公 園 事 業	-	-	

用語説明

・経営健全化基準

自主的かつ計画的に経営の健全化を図るべき基準であり、比率が基準以上である場合には、経営健全化計画を定めることとなる。

(1) 資金不足比率

公営企業会計 6 会計ごとの資金の不足額が、各会計の事業規模に占める割合を表す指標

ア 比率の状況

法適用企業会計 3 会計においては、いずれも資金剰余の状況であり、資金の不足額がないため、資金不足比率は発生していない。また、法非適用企業会計 3 会計についても、いずれも収支均衡の状況であり、資金の不足額がないため、資金不足比率は発生していない。

$$\text{資金不足比率} \quad [\quad - \quad] \quad = \quad \frac{\text{※ 資金の不足額}}{\text{事業の規模 (営業収益)}}$$

※ 資金の不足額

- ・法適用企業 [(流動負債－控除未払金等) － (流動資産－控除財源)]
- ・法非適用企業 [歳出総額－ (歳入総額－翌年度に繰り越すべき財源)]

イ 比率の構成及び前年度比較

(ア) 公営企業会計における資金不足比率

公営企業会計における資金不足比率は、表 17 のとおりである。

法適用企業会計 3 会計における資金の不足額は、会計ごとに、流動負債から控除未払金等を控除した額から、流動資産から控除財源を控除した額を差し引いたものであり、病院事業で 26 億 8,624 万円、下水道事業で 11 億 2,851 万円、水道事業で 11 億 2,464 万円の資金剰余の状況である。法非適用企業会計 3 会計における資金の不足額は、歳入総額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額を歳出総額から差し引いたものであり、いずれの会計においても歳入総額と歳出総額とが同額であることから、収支均衡の状況である。

表 17 公営企業会計における資金不足比率

法適用企業

(単位：千円)

区 分	流動負債	控除未払金等	流動資産	控除財源	資金の不足額 A=(a-b)-(c-d)	事業の規模 (営業収益) B	資金不足比率 A/B
	a	b	c	d			
病 院 事 業	1,322,508	0	4,008,748	0	△ 2,686,240	13,854,231	-
下 水 道 事 業	6,612,720	102,200	7,639,035	0	△ 1,128,515	21,689,187	-
水 道 事 業	2,735,341	0	3,859,986	0	△ 1,124,645	1,044,973	-

(注) 資金の不足額欄のマイナス表記は、資金剰余の状況であることを示している。

区 分				資金の不足額 $A' = a' - (b' - c')$	事業の規模 (営業収益) B'	資金不足比率 A' / B'
	歳出総額 a'	歳入総額 b'	翌年度に繰り 越すべき財源 c'			
農業集落排水事業	464,270	464,270	0	0	59,085	-
中央卸売市場事業	1,027,590	1,027,590	0	0	467,431	-
動物公園事業	1,125,756	1,125,756	0	0	354,718	-

用語説明

・法適用企業会計

地方公営企業法第2条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する企業に係る特別会計。

・法非適用企業会計

地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外の特別会計。

・控除未払金等

決算において貸借対照表に計上されている一時借入金又は未払金のうち、建設改良費に係るものであって、その支払いに充てるために翌年度に地方債を起こすこととしている額。

・控除財源

決算年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、翌年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、決算年度に収入された部分に相当する額。

(イ) 増減要因

資金不足比率は、前年度に引き続き発生していないが、これは、各公営企業会計において資金の不足額がないことによるものである。

資金剰余額を前年度と比較すると、表18のとおり、病院事業で8,403万円、下水道事業で1億9,833万円、水道事業で1億3,251万円それぞれ減少している。

表18 資金剰余額の前年度比較

(単位：千円)

区 分	平成24年度	平成23年度	増 減 額
病 院 事 業	2,686,240	2,770,272	△ 84,032
下 水 道 事 業	1,128,515	1,326,853	△ 198,338
水 道 事 業	1,124,645	1,257,159	△ 132,514
農業集落排水事業	0	0	0
中央卸売市場事業	0	0	0
動物公園事業	0	0	0

3 まとめ

(1) 健全化判断比率

ア 比率の状況

実質赤字比率は、一般会計等の実質収支が黒字となったため前年度に引き続き発生していないが、連結実質赤字比率は、2.59%で、国民健康保険事業の実質収支額が増加したものの、下水道事業等の公営企業会計の資金剰余額が減少したことにより、前年度に比較し0.16ポイント上昇している。

実質公債費比率は、19.5%で、前年度に比較し1.0ポイント低下しているが、単年度の比率は、19.43%で、準元利償還金の満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額が増加したことにより、前年度に比較し1.19ポイント上昇している。

将来負担比率は、261.1%で、充当可能財源等である市債管理基金への積立てが増加したことにより、前年度に比較し7.4ポイント低下している。

イ 意見

今年度の決算状況は、一般会計において、市税や地方交付税が減収となったことから、前年度に実施しなかった市債管理基金からの借入れや退職手当債の発行などにより実質収支の黒字を確保しており、また、特別会計においては、国民健康保険事業の単年度収支が改善されたものの、依然として累積赤字が多額となっている。

このような中、本市の財政の現状と見通しについては、今後も市税収入が大きな伸びを見込めなく、生活保護費をはじめとする扶助費等の増加が見込まれているなど引き続き極めて厳しい状況であり、財政の健全化に向けたさらなる取組みが必要となっている。

このため、本市では、平成24年3月に「千葉市財政健全化プラン（平成22～25年度）中間見直し」、同年9月に「公債費負担適正化計画」の更新を行い、財政健全化の取組みを推進しているところであるが、公債費については、同計画によると、実質公債費比率が平成27年度に21.5%とピークを迎え、その後も依然として高い水準で推移する見込みとなっている。そこで、同計画を確実に実施する必要があることから、引き続き市債の発行抑制及び残高の圧縮を図るとともに、市債管理基金からの借入金の償還を着実に行うなど、公債費負担の適正化を図られたい。

また、債務負担行為については、平成23年度から都市整備公社に対する設定を行わないこととするなど将来負担の抑制を実施しているが、今後も長期的展望に立った財政健全化への取組みとして、活用する事業を厳選し、設定の抑制に努められたい。

なお、国民健康保険事業については、連結実質赤字比率の発生要因となっているが、平成24年3月に策定された「国民健康保険事業財政健全化に向けたアクションプラン」に基づき、具体的な取組みを行っている。今後ともこの取組みを一層推進し、単年度収支の更なる改善を図り、累積赤字の削減に努められたい。

(2) 資金不足比率

ア 比率の状況

いずれの会計においても資金の不足額がないため、発生していない。

イ 意見

病院事業、下水道事業及び水道事業の各公営企業会計においては、今後も施設整備などによる多額の資金需要が見込まれることから、資金不足が生じないよう財源の確保に留意しつつ、経営基盤の強化に一層努められたい。

健全化判断比率等審査における意見は、以上のとおりであるが、今後の市政運営にあたっては、市民の理解と協力が得られるよう比率の状況や将来の見通し、改善方策などを具体的で分かりやすい説明となるよう工夫するとともに、持続可能な財政構造の構築に向け、将来を見据えた財政運営を一層進められることを要望する。